

幼児教育における

個性の考え方(一)

岡田正章

一 問題の所在(上)

幼児期の教育において個性が如何に取扱われねばならないか。この問題は既に古くから問われまた答えられてきた問題の一つである。

例えば、幼児研究の権威であるゲゼルが「子どもをどの保育学校に入れたならばよいか」を判断するとき、「子どもの個性が充分に尊重されている」保育学校を選び「個人差を認め個性を尊重しよう」としない」

保育学校を避けることを基準にすべきことを教えている如く、個性の取扱いは保育施設の存在条件の問題にもなっている。然し、今日なお解決されていないことは、幼児の教育に当たっている人ならば認めねばならないであろう。「子どもの個性とは如何なるものか」「子どもの個性」というものは、

子どもの現在の特徴という

だけのものであって、やがて大きくなれば変わってしまうものではないだろうか」と自問しながら、しかも母親に向っては、「お宅のお子さんはとてもしっかり屋さんですから、その長所を伸ばすようにして下さい」「子どもには子どもなりの持ち味がありますから、それをあたたかく見守り育ててやりましょう」と話すことが多いのではないだろうか。後の話ができるためには、前の疑問が何とか解決されねばならないという感じは、誰もものいつわらない気持ち

であろう。そうした実践に何程かの示唆を与え得るよう、問題の所在を明らかにし、その後問題の解明を図ってみたい。

(1) 幼稚園の教育目標の中では

まづ第一に、一体現在の学校体系の中で、個性の教育は如何に考えられているか。幼稚園と小学校・中学校・余等学校の間になんの違いがあるだろうか。いうまでもなく、それは学校教育法に掲げられた各学校の教育目標に関する条文によってうかがうことができる。幼稚園の教育目標が、身体的・知的・情緒的・社会的な発達を図り、望ましい精神態度の芽生えを養い、また豊かな興味を養うことにあることは、第七十八条の示す如くで、周知のところである。然しこの中には個性という言葉が全く用いられていないことに気がつくであろう。では小学校では如何、第十八条は小学校の教育目標として八つの領域をあげている。詳述できないが、そこには幼稚園の段階ではみられなかった「国家の伝統の理解」と「国際協調の精神の養成」等新しい内容が加わ

っているだけではなく、むしろ幼稚園と非常に異なっている点は、各領域について望ましい精神を養うこと、基礎的な理解と技能を養うこと、能力を養うことという一連の表現にみられる如く、精神・理解・技術・能力が一定の成果として形をなして現われることが期待されている。

このような相違はあっても、然し個性については幼稚園同様何らふれられていない。ところが中学校においては、第三十六条で教育目標は三つの項目に要約されているが、第二項の中で「個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」が掲げられ、更に高等においては、第四十二条で「個性の確立につとめること」が「個性に応じて将来の進路と決定させる」とこと並べて掲げられている。勿論これだけの簡単な条文の言葉を、表面的に比較するだけで、どの学校で個性が尊重されているか或はいないかを結論づけることできないが、次のことからは明らかである。個性が個性という言葉を用いて意識的に取上げられているのは、中学校と高等学校いわゆる中等教育の

段階であること。その場合の個性は、共通してそれに「応じて将来の進路」を選択または決定させるものとして、いわば職業選択の基準としての適性と同意義に用いられているということ。後者から、何故学校教育法が幼稚園と小学校の段階において、全く個性という言葉を用いなかった理由を説明することができよう。何故なら、もし個性が後者のような職業適性としてみられるならば、幼児や児童の段階でそのような職業適性が明らかにされるべくもないから。個性をそのように解する限り、学校教育法が、幼稚園の段階において個性についてふれなかったことは、幼児教育を混乱と破壊に陥らしめなかったものとして却って幸いというべきであろう。然し、個性の意味するものはそれだけであろうか。学習指導を助けるために書かれた学習指導要領一般篇（昭和二十六年改訂版）は、学校教育法の教育目標を更に具体的にすに当って「児童・生徒は、自己および他人の権利と個性を重んじる」（七頁）よう指導されねばならないといい、また「個性の尊重がたいせつ

である」（九頁）として、個性を一層広く且つ深い意味においてとらえている。——この場合においても個性が如何なるものであるかについては全くふれていない——小学校ではこの学習指導要領が基準となって教育が行われているから、たとえ学校教育法における狭義の個性の教育が求められていないとしても、学校教育法一連の体系の中では個性が尊重されるよう教育されることになっている。とすると、幼稚園だけが個性という言葉が最後まで無縁となるではないか。かくみてくれば、幼児期の教育において個性が個性として取上げられることが、ゲゼルの強調する程徹底していないように思われる。

(2) 幼稚園教育要領の中では

このことは保育要領から幼稚園教育要領への改訂の動きをみると、一層問題になってくる。保育要領は嘗て、幼稚園教育要領は現在、学習指導要領の小学校教育に對すると同様幼稚園教育に對して基準的な性格をもち、従つてそこに取扱われる事柄

は、幼児教育において基本的なものと考えることが出来る。両書の中で個性は如何に取扱われているか。保育要領は、知的発達の中で、「どの子供もみんないっせいに同じことをするというのは望ましいことではない」といい、「子供はみなめいめいの個性をもっている。……個性に応じて、おのの子供の持っている知的能力を十分発達させるために、……」説明している。また社会的発達について、「めいめいの子供をよく知り、その子供に最も効果的な扱い方をしよう」と述べ、「子供はめいめい違う個性をもっている。甲の子供を扱うのと、乙の子供を扱うのでは扱い方が違わなければならない。……ひとりひとりの子供をよくするように心がけよう」と説明している。このように、保育要領では、たぐえ知的発達と社会的発達についてのみで情緒的発達や身体の発達について考えられていない。或は子供の取り扱い方を規定するものとして考えられている等、種々の批判する余地があるとしても、個性という言葉がみられ、すべての幼児がその所有者として

まず尊重されねばならないことがうかがわれる。

幼稚園教育要領では如何。経験を組織する場合の着眼点としてかかげた十一項目の一つに、「8 個人差に応ずる用意がなされていること」がみられる。その説明には、「幼児は、単に年齢や教育経験によって、発達を異にするばかりでなく、同じ年齢の幼児についても、身体的、知的、情緒的、社会的に、成長の質と量において差異がある。それゆえ、幼稚園の教育では、集団的な生活指導をするともに、個人差に応じた経験が満足されるような用意が必要である。……」と述べられている。然しこの外には、今考えてゆこうとする個性という言葉は何処にも見えない。ここでは幼児は個性の所有者としてではなく、個人差の所有者として注意されている。何故個性という言葉が棄てられて個人差という言葉が用いられたが、それは明らかにされていないが、これによって次のことの生じたことは明らかであろう。たとえ個性に応じた用意という表現が個人差に応じた用意といひ換

えられても、幼児は個性として尊重されねばならない。或は幼児の個性を發展させねばならないとはい得ても、幼児は個人差として尊重されねばならない。或は幼児の個人差を發展させねばならないとはい得ぬ如く、幼児教育において基本的なもので、何か大切なものが落されたのではなにかということ。従って、保育要領から幼稚園教育要領への動きは、個性から個人差への動きとしてとらえることができ、幼児期における個性の教育の一層の後退を思わねばならない。(つづく)

(東京都立大学)

東京都杉並区ひまわり幼稚園長坂内
ミツ先生は、予ねて病氣療養中でありましたが、去る八月九日、逝去せられました。
茲に謹んで御追悼申し上げます。

昭和三十一年八月

日本幼稚園協会
株式会社 フレーベル館